

池田市・箕面市・豊能町・能勢町に おける共同処理センターの運営について

- 1 . 大阪府における市町村への権限移譲の動き
 - 2 . 権限移譲の進め方と移譲候補事務
 - 3 . 市町村への財政支援
 - 4 . 市町村への人的支援
 - 5 . 2市2町における広域連携推進の経緯
 - 6 . 広域連携研究会における事務仕分けの方針
 - 7 . 権限移譲項目の受け入れ方針と移譲年度
 - 8 . 共同処理センターの組織イメージ
 - 9 . 分担処理のイメージ
 - 10 . 集中処理のイメージ
 - 11 . 共同設置する組織と移譲事務
 - 12 . 共同処理センターの身分取扱い・予算など
 - 13 . 運営経費の負担について
 - 14 . 運営経費の精算
 - 15 . 共同処理センターの設置スケジュール
- 〔参考〕 地方自治法の改正等について

平成23年(2011年)10月1日現在

1 . 大阪府における市町村への権限移譲の動き

- 市町村が、地域の実情に応じて自らの責任と判断で、住民に身近なサービスを提供できるように、市町村への権限移譲を進める。
- 移譲の推進に向けて、人的支援・財政措置など新たな仕組みを構築する。

第1フェーズ（平成22年～）

府内全市町村に特例市並の権限を移譲する。

（宅地造成工事の許可、騒音や振動の規制基準の設定など）

国の地方分権改革推進委員会の第1次勧告の権限を移譲する。

（保育所の設置、未熟児の訪問指導など）

河川・道路などの都市基盤施設にかかる権限を移譲する。

これまで進めてきた大阪版地方分権推進制度によりパッケージ移譲をさらに進める。



これらの取組により、新たに約1,300条項の権限移譲をめざす。

第2フェーズ（平成26年～）

大阪府でなくては担えない事務を除く全ての事務を市町村に移譲する。



大阪府の全ての権限（約8,000条項）のうち、他府県での移譲実績を踏まえ半分（約4,000条項）を超える権限の移譲をめざす。

2 . 権限移譲の進め方と移譲候補事務

権限移譲実施計画の策定

平成21年12月に市町村ごとに「権限移譲実施計画」を策定し、移譲時期や事務処理手法を明確化

計画期間

平成22年度から平成24年度までの3年間

移譲候補事務

事務分野	事務数	条項数 (重複含む)	特例市の権限	第1次勧告	パッケージ
まちづくり・土地利用規制	51	796	30	32	17
福祉	18	324		18	10
医療・保健・衛生	7	106		7	
公害規制	13	302	6	8	3
教育	2	24		2	
生活・安全・産業振興	11	373	1	8	4
合計	102	1,925	37	75	34

3 . 市町村への財政支援

権限移譲計画策定に係る支援（平成21年度）

平成21年度に実効性のある「権限移譲計画」を策定し、平成22年度以降、府から大幅な権限移譲を受ける市町村（政令市除く）を対象

移譲権限の数、事務の難易度、専門職の要否などを勘案して配分

総額2億円計上 市町村振興補助金（分権推進分）で支援

初期的経費交付金（初年度のみ）

移譲準備等に必要な経費について、事務ごとに定められた金額を交付

事務費交付金（移譲年度～）

移譲事務にかかる各市町村の年間処理件数に応じた金額を交付

上記に加え、固定経費分として1事務あたり6時間分の人件費を交付

（大阪版地方分権推進制度に基づき移譲された事務に限る）

『移譲事務交付金』

権限移譲推進特別交付金（平成22年度～24年度）

市町村の組織体制強化や人材の育成、広域的な事務処理体制の構築などに支援（政令市除く）

1団体あたり3カ年で上限1億円を支援

交付の考え方

受入事務数、難易度、受入時期、事務処理体制の強化や広域的な連携などの取り組み先進的な取り組みに特に配慮するなど、重点化の推進

【対象事業例】・電算システム構築改修、外部委託化等の業務改革

・府への職員派遣研修

・事務処理ネットワーク化、共同事務センター整備 など

4 . 市町村への人的支援

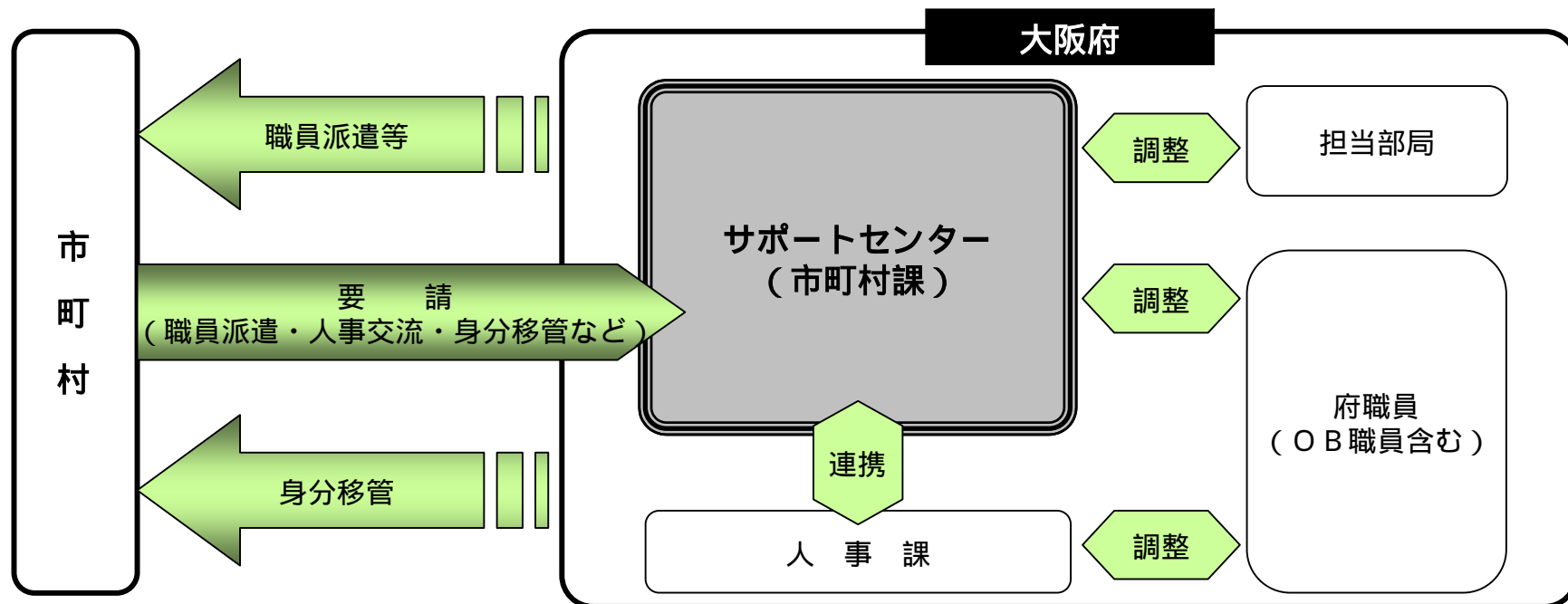
現行制度の改善

- 職員派遣期間等の弾力化
- 市町村職員と府職員の人事交流
- 市町村サポートチーム（仮称）による支援
- 再任用職員を活用した支援
- 府職員の市町村への身分移管

市町村人材サポートセンター（仮称）の設置

市町村への人的支援を総合的にコーディネート
市町村への身分移管における人材マッチング

【サポートセンターイメージ図】



5 . 2 市 2 町における広域連携推進の経緯

- 国及び府が地方分権改革を進めるなかで、基礎的自治体である市町の役割が大きくなっている。
- 一方、各市町では厳しい財政状況を抱え行財政改革を断行している。

➡ 府からの権限移譲の受け皿となり、真の地方分権の担い手となるためには2市2町による広域連携を進め、効率的な行財政運営を図る必要がある。

2市2町による広域連携の推進を確認（平成21年7月3日首長会談）

2市2町による 広域連携研究会 の発足（平成21年7月30日第1回開催）

検討事項

- ・大阪版地方分権改革「権限移譲実施計画（案）」として提案された事務における広域連携のあり方について
- ・上記以外の既市町事務にかかる広域連携のあり方について
- ・広域連携を行う場合のスケジュール及び具体的手法について

方向性の確認

- ・平成21年12月12日（土）に検討事項をとりまとめ、首長会談を実施
- ・権限移譲の受け皿組織として共同処理センターの設置を確認

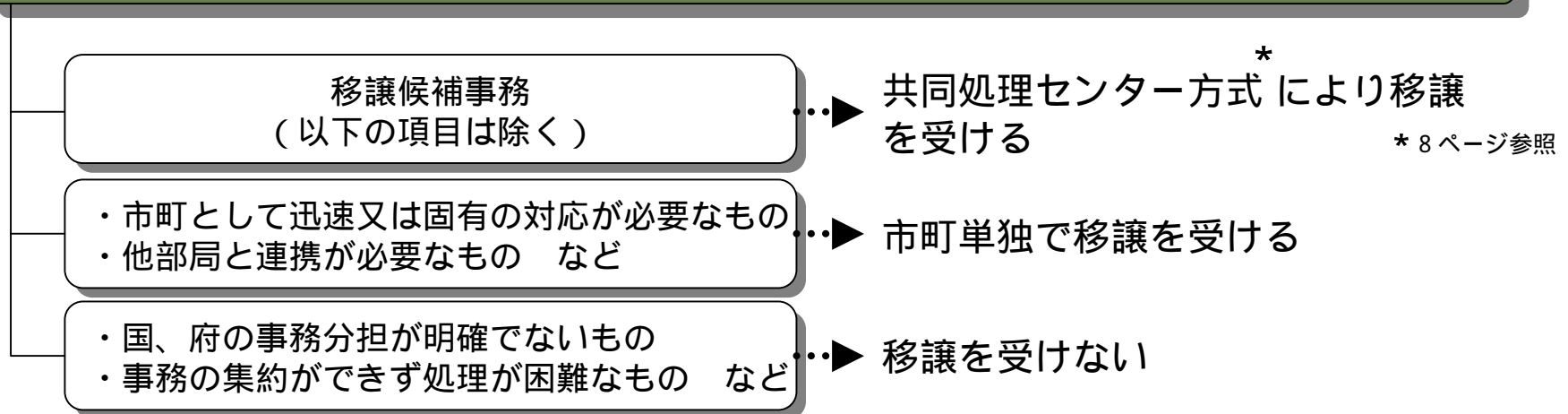
共同処理センターの運営手法などを検討

- ・運営手法や身分取扱い、精算方法などについて

これまでに29回開催

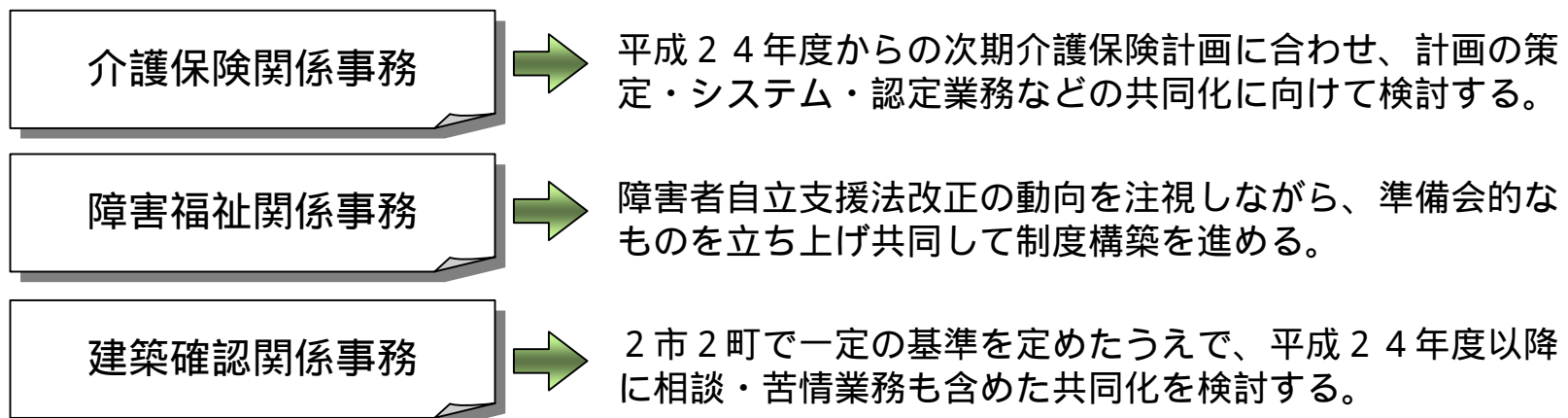
6 . 広域連携研究会における事務仕分けの方針

1 . 大阪版地方分権改革として提案された事務



2 . 上記以外の既市町事務

上記事務に関連する既市町事務のなかで、連携が可能なものについて検討を行った。



7 . 権限移譲項目の受け入れ方針と移譲年度

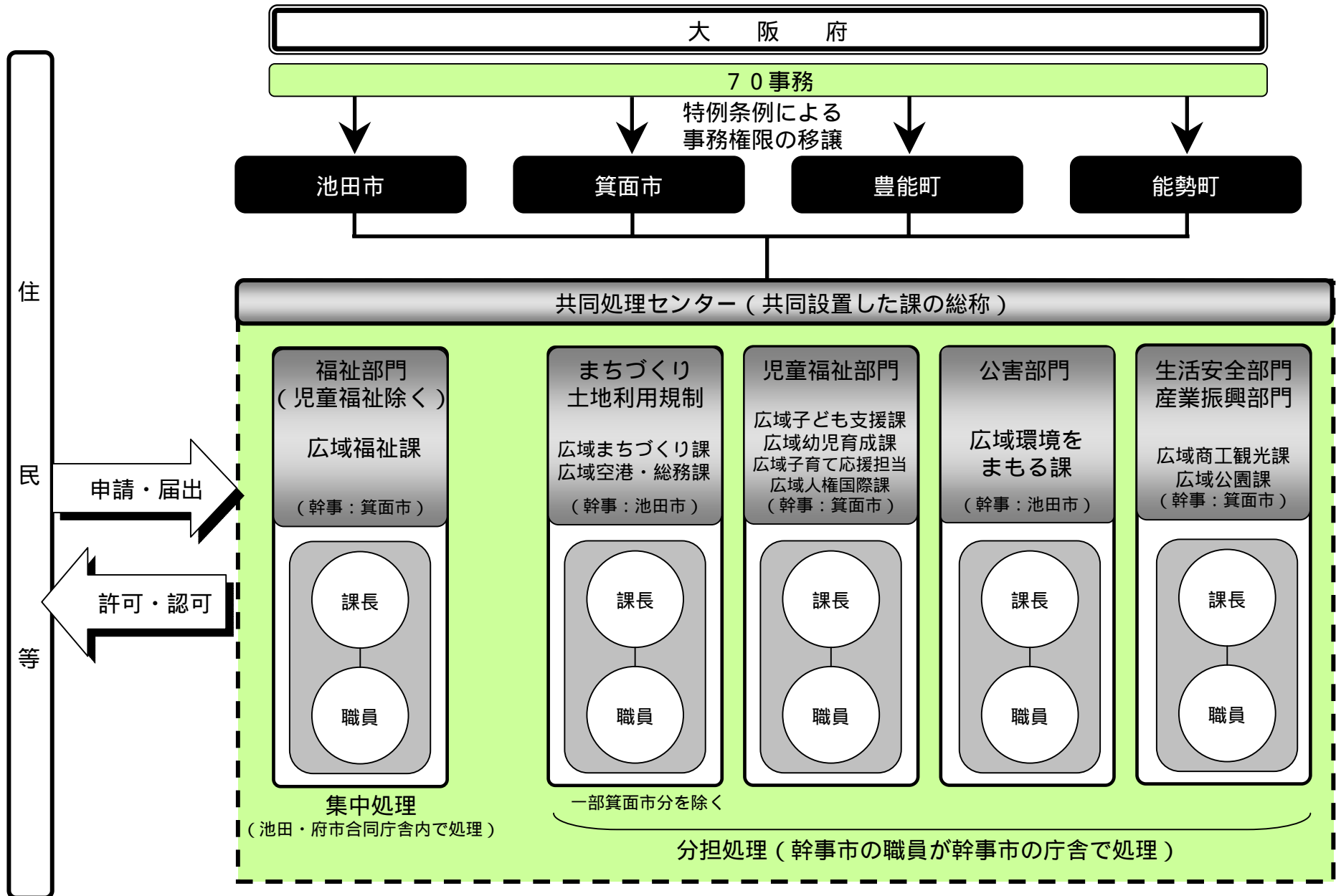
受け入れ方針（池田市）

受け入れ方針 事務分野(項目数)	池田市単独で 移譲を受ける 事務	分担処理で移譲を受ける事務		集中処理で 移譲を受ける 事務	移譲を受けない 事務
		池田市分担	箕面市分担		
まちづくり・土地利用規制 (38)	9	28			1
福祉 (13)			4	8	1
医療・保健・衛生 (2)					2
公害規制 (13)	5	7			1
生活・安全・産業振興 (10)	4		5		1
合計 (76)	18	35	9	8	6

移譲年度

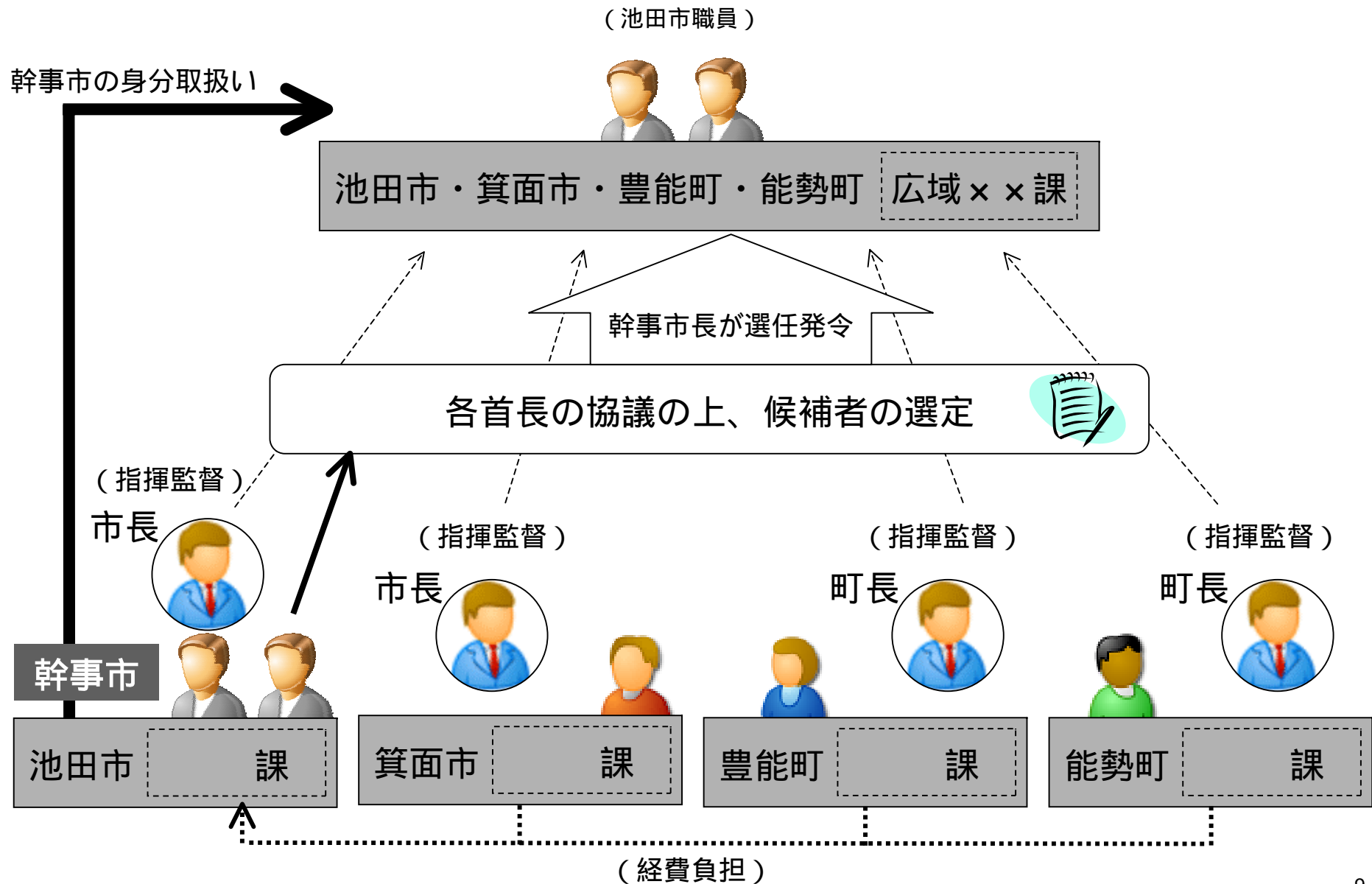
移譲年月	市町単独	池田市分担	箕面市分担	集中処理	合計
平成23年 1月	15	28	8		51
平成23年10月	3	7	1	8	19
合計	18	35	9	8	70

8 . 共同処理センターの組織イメージ（新ver）

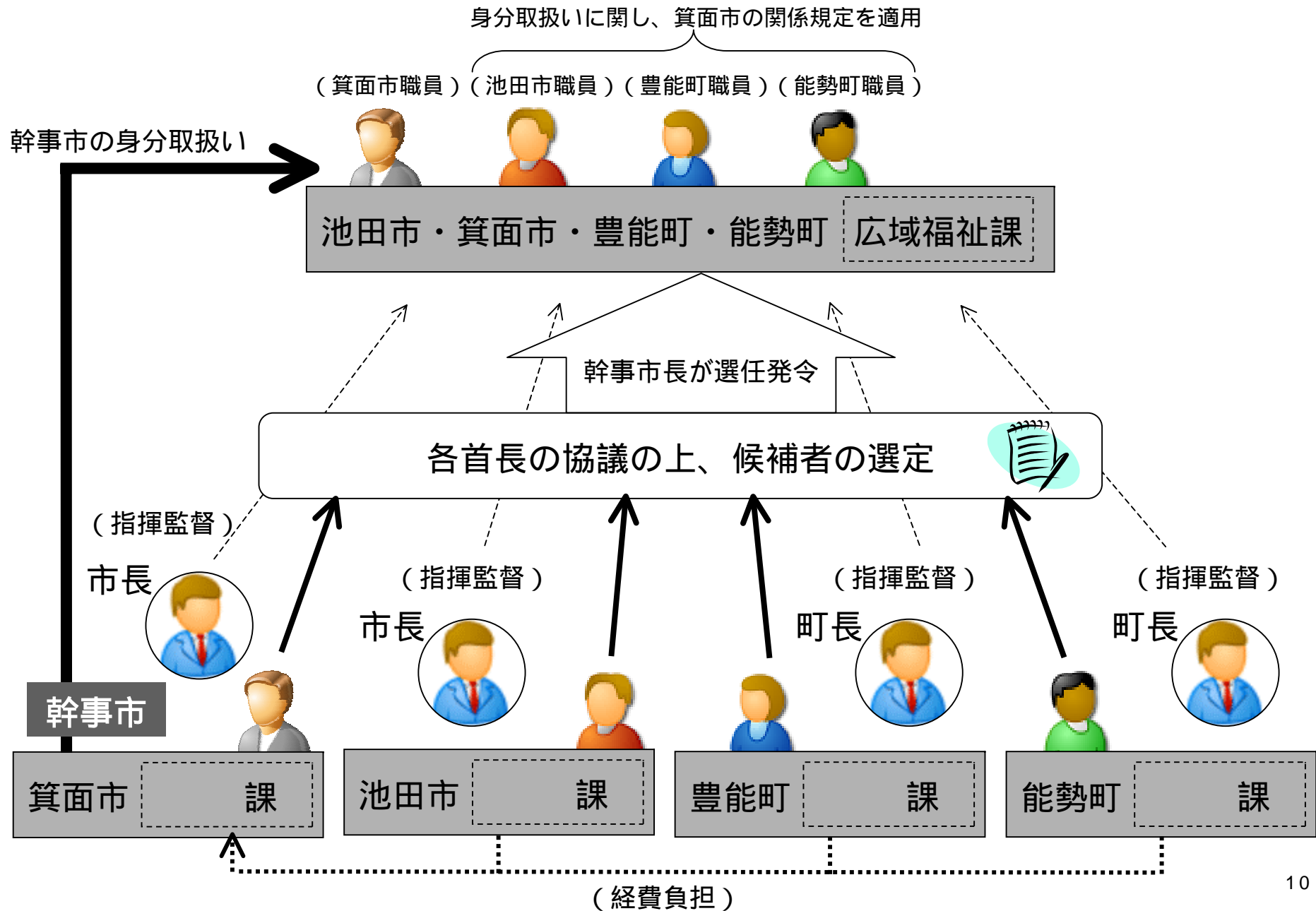


地方自治法改正（内部組織の共同設置）により設置

9 . 分担処理のイメージ (池田市分担)



10 . 集中処理のイメージ



1 1 . 共同設置する組織と移譲事務

幹事市：箕面市

分担処理

執務場所：箕面市役所内

広域商工観光課

ガス用品販売事業場の立入検査等
電気用品販売事業場の立入検査等
岩石採取計画の認可等
大規模小売店舗新設届出の受理等

広域人権国際課

社会福祉事業(隣保事業)開始の届出の受理等

広域公園課

砂利採取時における採取計画の認可

広域子ども支援課

児童福祉施設設置(助産施設及び母子生活支援施設)に係る認可等

広域幼児育成課

児童福祉施設設置(保育所)に係る認可等
認可外保育施設からの届出の受理等の事務

広域子育て応援担当

児童福祉施設設置(児童館)に係る認可等
社会福祉事業(放課後児童健全育成事業)開始の届出の受理等

集中処理

執務場所：池田・府市合同庁舎内

広域福祉課

身体障がい者・精神障がい者保健福祉手帳の交付
指定障がい福祉サービス事業者の指定等
指定居宅サービス事業者の指定等
特別養護老人ホーム(定員29人以下の施設)の設置の認可
老人デイサービスセンター等の設置の届出受理等
有料老人ホーム設置届等各種届出の受理及び運営指導等
社会福祉法人の設立認可等
社会福祉事業(老人福祉センター)開始の届出の受理等

幹事市：池田市

すべて分担処理

執務場所：池田市役所内

広域まちづくり課

都市計画法に基づく測量等の際の試掘の許可
都市計画法に基づく開発行為の許可等(箕面市除く)
造成宅地防災区域の指定等
宅地造成工事規制区域指定等
宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等
(箕面市除く)
個人施行者の施行する住宅街区整備事業に係る認可、指導監督等
住宅街区整備事業により取得した施設住宅の一部の譲渡の届出の受理
住宅街区整備事業の施行の準備又は施行のための他人の土地で試掘をする場合の許可
住宅街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可
組合が行う住宅街区整備事業に係る認可、指導監督等
土地区画整理促進区域内及び住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可等
土地区画整理促進区域内等における土地の買い取り申出
市街地再開発促進区域内における建築の許可等
市街地再開発事業の準備のための立入、試掘等の許可等
再開発事業計画の認定等
区画整理会社の土地区画整理事業の認可、指導監督等
個人の土地区画整理事業の認可、指導監督等
組合の土地区画整理事業の認可、指導監督等
農住組合の設立認可等
防災街区整備事業施行区域内での建築行為等の許可等
防災街区計画整備組合の設立の認可等
防災街区整備事業の準備等のための立入、試掘等の許可等
屋外広告物の許可事務等及び措置命令等の事務

広域環境をまもる課

都市緑地法に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全区域に関する事務
風致地区内における建築物の建築その他工作物の建設等の許可等に関する事務
大気汚染防止法に係る規制事務、大阪府生活環境等の保全等に関する条例に係る規制等事務
ダイオキシン類対策特別措置法に係る規制事務等
水質汚濁防止法に係る規制事務等、大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る規制等事務
指定物質排出者への指導等に関する事務
土地汚染対策法事務、大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る規制等事務
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出の経由及び意見の添付、大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく届出等
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出受理事務等

広域空港・総務課

終身建物賃貸借事業の認可等
マンション建替事業に係る認可、指導監督等
施設住宅等の区分所有者相互の事項に係る管理規約の認可

12. 共同処理センターの身分取扱い・予算など

	分担処理 (まちづくり・公害規制・児童福祉・生活安全部門)	集中処理 (福祉部門)
身分取扱い	幹事市の職員とみなす(選任された段階で自動的に幹事市の規定が適用)	
給料	幹事市の規定を適用 (幹事市の職員のみを選任)	幹事市の規定を適用 年収保障を基本とし、同等役職での直近上位に格付け
旅費・手当		幹事市の規定を適用
昇給		
公務災害		幹事市の規定・基準を適用 (幹事市以外の市町に事前報告)
分限・懲戒		
退職手当 (死亡)		幹事市の規定を適用 (幹事市以外の職員の場合は、幹事市から支給後、相当額を幹事市以外の市町に請求)
福利厚生	幹事市の福利厚生団体に入会 市町村職員共済組合の資格は幹事市に変更	
選任・発令	2市2町の首長協議により候補者を選定し、幹事市長が選任・発令(分担処理は協議を省略)	
歳入予算	手数料は、幹事市：権限移譲事務担当課、幹事市以外：権限移譲事務関係課の一般会計予算に計上 移譲事務交付金・権限移譲推進特別交付金は、政策推進課で計上	
歳出予算	幹事市：権限移譲事務担当課の一般会計予算に計上 ただし、運営経費に係る負担金は、政策推進課で計上	
議会対応	幹事市以外の市町は、関連する事務を所管する次長以上で対応 幹事市の常任委員会のみ出席(幹事市以外の市町は出席不要)	

1 3 . 運営経費の負担について

基本ルール

権限移譲事務交付金・手数料による歳入はすべて共同処理センターの運営費に充当
過不足分は歳入額の割合に応じて2市2町で精算

負担する経費

人件費

給与（退職手当を除く）、共済費

分担処理の場合は「処理時間×人件費単価」で、集中処理の場合は「職員の実給与」で算出

事務費

旅費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、光熱水費（集中処理のみ）等

経費負担のイメージ

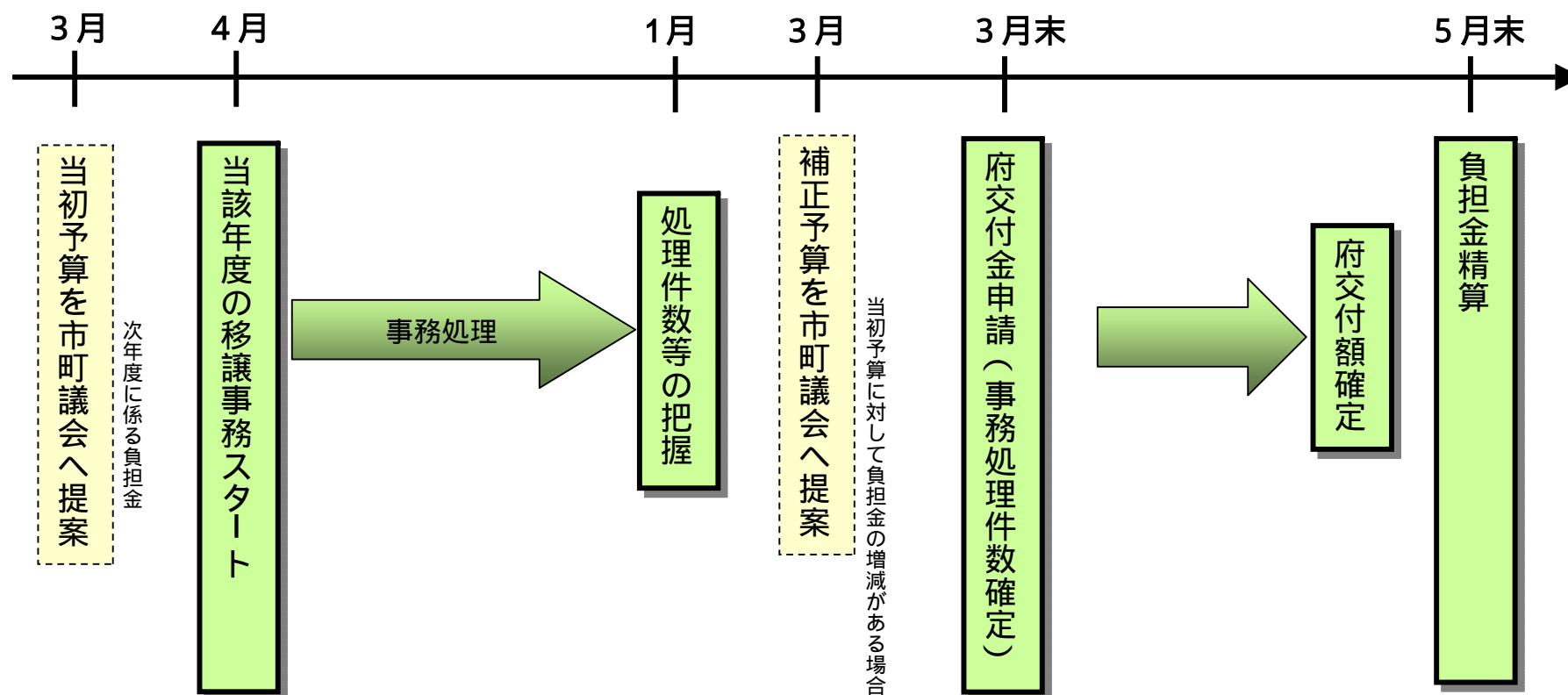
	箕面市	池田市	豊能町	能勢町	合計
【運営にかかった経費】 人件費・事業費	140	160	0	0	300
【歳入】 移譲事務交付金・手数料	40	30	20	10	100
不足分の負担額	$200 \times 40 / 100 = 80$	$200 \times 30 / 100 = 60$	$200 \times 20 / 100 = 40$	$200 \times 10 / 100 = 20$	200
歳入と不足分の負担額の 合計（ + ）	120	90	60	30	300
運営経費と負担すべき額の差 （ - ）	20	70	60	30	
精算	能勢から20	豊能から60 能勢から10	池田へ60	箕面へ20 池田へ10	

14. 運営経費の精算

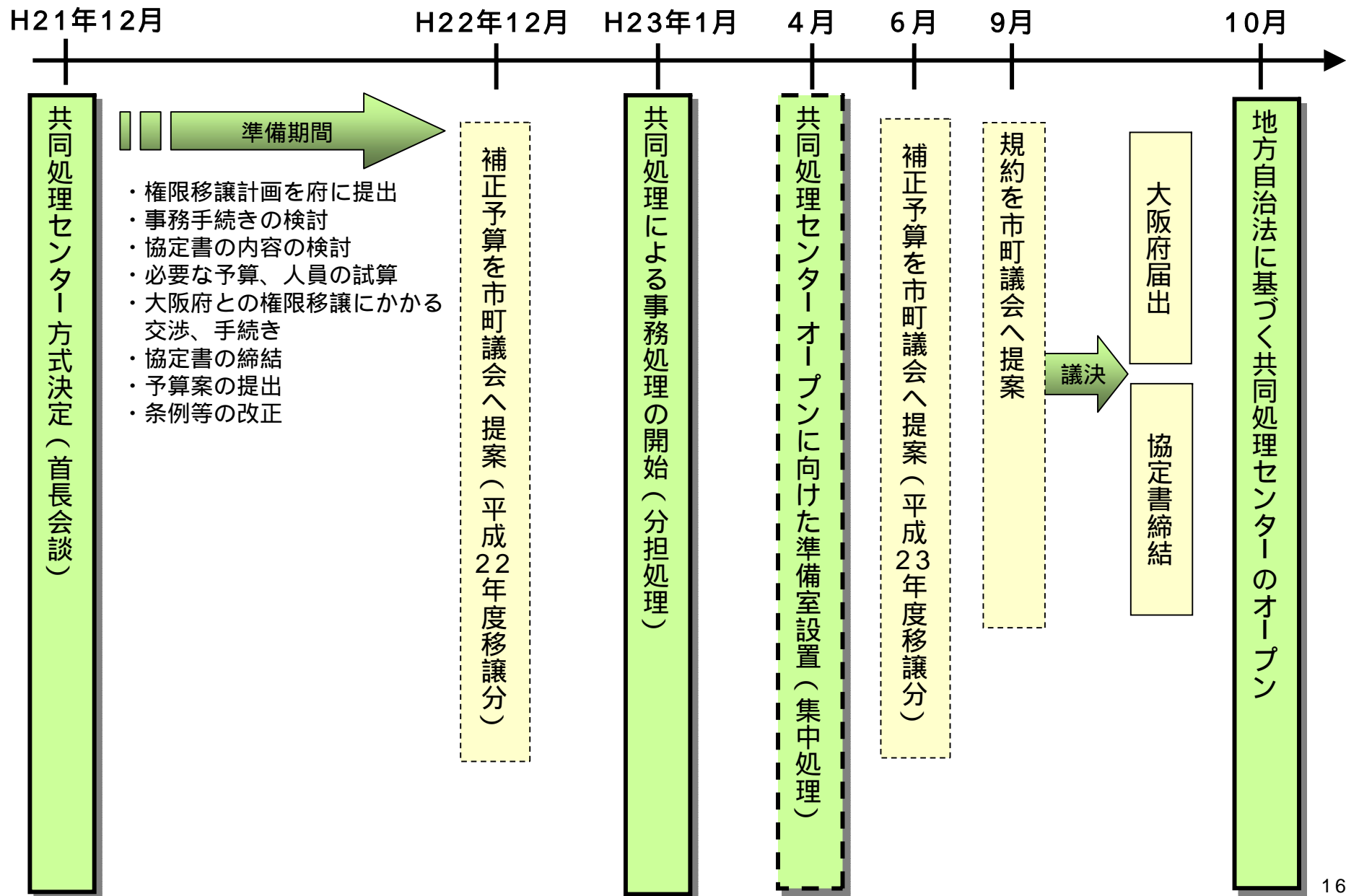
精算時期

当該年度の処理実績及び今後の見込み件数を精査のうえ3月補正で予算要求
年度末で処理件数が確定したうえで出納整理期間中に精算

精算スケジュール



15 . 共同処理センターの設置スケジュール



〔参考〕 地方自治法の改正等について

〔参考〕地方自治法の改正（機関の共同設置）について

現行制度で十分に汲み上げられていないニーズ

- 設立手続きや構成団体間の調整に労力を要することや共同管理になることに対する不安などから、一部事務組合や広域連合を新たに形成し、積極的に活用しようとする状況にはなっていない。
- 任意組織や民事上の委託契約はサービスの安定性に課題があり、責任の所在や職員の身分取扱いに関し不明確な点が生じる。
- 事務の委託については、委託団体、受託団体双方の住民・首長・議会から、権限の喪失・付与に対する不安などから、新たな事務委託の導入に慎重な意見が少なくない。

新たな仕組みに必要な要素

- 仕組みができるだけ簡便であること。
- 各構成団体の主体性が維持されること。（首長・議会の権限が移動しない）
- 責任の帰属が不明確でなく、職員の身分取扱いが安定していること。

機関等の共同設置制度の対象を内部組織、行政機関、事務局に拡大
(平成23年4月28日成立・5月2日公布・8月1日施行)

地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会報告書抜粋

地方自治法第252条の7（機関等の共同設置）一部抜粋

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第百三十八の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第百五十六条第一項に規定する行政機関、第百五十八条第一項に規定する内部組織、第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「事務局等」という。）、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第百七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。